

いわき市復興推進計画

平成 26 年 10 月 16 日
福島県いわき市

1. 計画の区域 いわき市全域

2. 計画の目標

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、東北地方の沿岸部を中心に甚大な被害をもたらした。当市においても沿岸部の集落が津波によって壊滅的な被害を受けたほか、同年 4 月 11 日には当市内を震源にマグニチュード 7.0 の余震が発生するなど、当市内の全域において、住宅や、水道をはじめとする社会インフラ等に多大な被害が及ぶところとなった。さらに、原発事故に起因する風評被害が重なったことで、ガソリンや食料品などをはじめとする様々な物資の当市への供給が滞り、市民生活に大きな混乱が生じたところである。

この震災により、当市内では 70%以上の事業所において建物や設備に被害が発生したほか、原発事故に起因する放射能被害、風評被害等も重なったことで、当市の農業関連産業は深刻な被害を受けるとともに、製造業においては、年間出荷額が震災前と比較して約 15%も減少しており、当市の経済は厳しい状況に直面している。

このような中で、当市の農業の一刻も早い復興を図るため、立地企業の 6 次産業化に向けた各種施設の建設に向けた投資を支援することを通じて、農林水産業の体質強化及び再生を図ることを目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

当市の農林水産業の体質強化及び再生を図るため、当市製造業における中核的産業である食料品製造業について、新規立地企業の 6 次産業化に向けた設備投資等を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

当市に立地する株式会社ワンダーファーム（以下「対象事業者」という。）が、四倉町において、農産物加工施設、農林水産物等総合販売施設及び地域食材提供施設を新設するために必要な資金を貸し付ける事業

② 貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

当市の食料品製造業は、市内の製造業の従業員数において第 2 位の地位を占めて

おり、化学工業、情報通信機械器具製造業、金属製品製造業等と並ぶ当市の中核的産業である。

その中でも、対象事業者が行う事業は、当市のブランド作物である「サンシャイントマト」を核として、6次産業化に向けた「農産物加工施設」、「農林水産物等総合販売施設」及び「地域食材提供施設」を整備するものである。

当市においては、平成23年度からの5か年を計画期間とする「新・市農業・農村振興基本計画」に基づき、当市農業の振興とさらなる発展に向けた各種施策を展開しており、特に生産振興部門においては、平成25年度からの3か年を計画期間とする行動計画として「第三期新農業生産振興プラン」を策定し、農作物の「生産拡大」をはじめ、「施設園芸の推進」や「地産池消の推進」、「ブランド化の推進」、「6次産業化の推進」などに取り組むこととしている。

また、「福島県復興計画（第2次）」においては、復興に向けた重点プロジェクトの取組みの一つとして「地域産業の6次化による生産性の高い農業の確立」を位置付けるとともに、「いわきエリア」については、農林水産業とその他産業の連携・融合により、農林水産物の付加価値を高める地域産業6次化を推進する地域として位置付けられているところであり、当該事業は、これらの計画の方向性に合致した事業である。

当該事業の投資規模は、当市の食料品製造業の設備投資平均額を大きく上回っており、当該事業の実施により新規雇用者も見込めるため、当市の地域産業の振興に果たす役割は大きく、また、目標に掲げた「農林水産業の体質強化及び再生」を達成するために必要かつ有効な事業であり、当該計画の目標に大きく寄与するものである。

③ 施行規則第2条に規定する該当事業
施行規則第2条第2号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名
株式会社東邦銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社福島銀行、株式会社大東銀行、
ひまわり信用金庫、いわき信用組合

⑤ 特別の措置
当該事業を実施する者に対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

対象事業者は、当市のブランド作物である「サンシャイントマト」を核として、農産物加工施設、農林水産物等総合販売施設及び地域食材提供施設を整備するものである。このため、当該計画の実施により、農林水産物の付加価値を高める地域産業6次化が推進されるとともに、地域産業の核としての重要性が増すことが期待され、事業用施設等の整備により雇用が創出される。

これらの効果は、当市における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に十分寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、福島県の意見を聴取した。

また、いわき市、福島県、株式会社東邦銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社福島銀行、株式会社大東銀行、ひまわり信用金庫、いわき信用組合、対象事業者を構成員とするいわき市産業復興・雇用創出協議会（地域協議会）において、法第4条第6項に基づく協議を行った。